

NEWS RELEASE

国土交通省 近畿運輸局



国土交通省

【問い合わせ先】

- ・近畿運輸局 自動車監査指導部
(山本、藤原)
(電話) 06-6949-6449
- ・神戸運輸監理部 兵庫陸運部
(亀岡、鹿島)
(電話) 078-453-1105

令和2年5月25日

無車検運行を行ったバス会社に車両停止命令

この度、無車検運行をした乗合バス事業者に対して、神戸運輸監理部兵庫陸運部が監査を行ったところ、法令違反を確認したため、令和2年5月25日付けで行政処分を行いましたので、お知らせします。

記

1. 事業者名及び営業所名

事業者名 : 神戸フェリーバス株式会社 (法人番号: 3140001002879)
事業者住所 : 兵庫県神戸市中央区港島9丁目1番地
代表者名 : 代表取締役 山神 正義
営業所名 : 本社営業所 (兵庫県神戸市中央区港島9丁目1番地)

2. 監査の端緒

当該事業者が令和元年11月12日に車検の有効期限が満了しているにもかかわらず、同年11月16日に、神戸三宮フェリーターミナルから三宮駅前バス停まで乗客を乗せて運行したことを端緒として令和元年12月5日に監査を実施。

3. 行政処分(不利益処分)について

○処分内容

道路運送法(以下、「法」という)第40条に基づく輸送施設の使用停止処分
【延べ60日間の事業用自動車使用停止処分(2両×30日間)】

○行政処分の対象となった法令違反の内容

・無車検運行

(法第27条第3項) (旅客自動車運送事業運輸規則第45条)

他

配布先
青灯クラブ
陸運記者会(ハイタク部会)